

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

株式会社フクナン開発

#### (2) 所在地

久留米市荒木町白口1602番地

#### (3) 代表者

代表取締役 中川原 孝

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止

産業廃棄物処分業の全部停止

特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部停止

### 3 停止命令の期間

令和5年6月11日から令和5年7月25日まで

### 4 処分の年月日

令和5年6月2日

### 5 処分の理由

- (1) 株式会社フクナン開発は、法第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票の交付をせずに、産業廃棄物の引渡しを行った。
- (2) 株式会社フクナン開発は、法第12条の4第2項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。
- (3) 上記(1)及び(2)の行為は、法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に規定する事業停止命令事由に該当する。